

別紙

下記のとおり、資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百十号）の下記1.の内容については、下記2.の「対応する金融商品取引業等に関する内閣府令案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令において定めようとする内容		2. 対応する金融商品取引業等に関する内閣府令案
	委任元の条項	
①契約締結前の情報の提供方法に関する事項	・資産の流動化に関する法律第209条第1項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項	・第56条、第79条
②契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	・資産の流動化に関する法律第209条第1項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項但し書	・第80条
③準用金融商品取引法第37条の3第2項に定める説明義務の適用除外に関する事項	・資産の流動化に関する法律第209条第1項において準用する金融商品取引法第37条の3第2項	・第96条の2
④契約締結時の情報の提供方法に関する事項	・資産の流動化に関する法律第209条第1項において準用する金融商品取引法第37条の4	・第98条の2
⑤契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	・資産の流動化に関する法律第209条第1項において準用する金融商品取引法第37条の4但し書	・第110条
⑥禁止行為に関する事項	・資産の流動化に関する法律第209条第1項において準用する金融商品取引法第38条第9号	・第117条

※その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。